

令和2年度 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた
合理的配慮研究事業 成果報告書（Ⅰ）

実施機関名（国立大学法人愛媛大学）

1. 問題意識・提案背景

教育現場では、障害のある幼児児童生徒が将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図るための合理的配慮を、円滑に提供することが求められている。

一方で、公立・私立小中学校の通常の学級、及び公立・私立高等学校の普通科等において、合理的配慮を求める児童生徒が在籍していたとしても、十分に必要な合理的配慮が提供されていない。残念ながら、本学附属校園においても、同様と言わざるを得ない。本学が認識している課題としては、以下の3点が挙げられる。

- ① 認知処理・障害の特性による習熟度に偏りを児童生徒個人の問題と認識され、合理的配慮等が提供されない事例が多い。
- ② 感覚面の過敏性がある児童生徒に有用な道具や工夫について、児童生徒本人がその有用性を十分理解していない、利用についての動機付けが高まっていない等により、教育現場での活用が進んでいない事例がある。
- ③ 通常の学級に在籍しているが障害・特性に応じた特別の指導が必要な場合に、公立校の「通級による指導」のような制度がなく、合理的配慮を十全に提供できていない。

そこで、愛媛大学教育学部と附属校園が協働し、附属特別支援学校を中核として組織している「学びのダイバーシティサポートチーム」に保健医療福祉領域の専門性を導入することで、上述した課題を解決することができると考えた。

なお、本事業の拠点校は本学附属校園だが、事業内容や事業による成果は附属校園内に閉じたものにはしない。近隣の小中学校、高等学校等からの相談、助言依頼も受けることで、愛媛県内の多くの教育機関における合理的配慮を巡る状況を改善・進捗させる効果が高い。

2. 目的・目標

本事業では、「①発達障害の可能性のある児童生徒のつまずきや困難な状況を教員が気づくための理解啓発とその合理的配慮に関する研究」の（ア）感覚面（視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚等）において過敏性や鈍感性がみられる児童生徒に対する合理的配慮に関する研究と、（イ）通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究、及び「②発達障害の可能性のある児童生徒本人や保護者からの合理的配慮の実践を行う研究」の（ウ）高等学校の入学者選抜において、本人・保護者の希望、障害の状態を踏まえた合理的配慮の研究、（オ）高等学校の入学試験を前提に実施した合理的配慮の学習評価の在り方の研究、の4つを、「学びのダイバーシティサポートチーム」による相談ブースの運営を軸として実施することを目的とした。

具体的目標は、以下の3つである。

- ①-（ア）に対応して（i）感覚面への過敏性に対する合理的配慮の工夫、（ii）不快な体験を思い出してパニック等を起こしやすくなることへの支援方法の工夫を明らかにする。

- ①-(イ)に対応して、(iii)校内ルールや社会的ルールに関わる対人関係スキル・ソーシャルスキルの学習を取り入れた支援の工夫を明らかにする。
- ②-(ウ)と②-(オ)に対応して、高等学校等の定期試験や入学試験等に置いて、児童生徒本人や保護者からの意思表示に対応する窓口、及び合理的配慮提供の体制の整備を目指す。



図1 本学の実施内容及び体制図

3. 主な成果

- ①「学びのダイバーシティサポートチーム」による相談体制の構築と合理的配慮の検討
 - 児童生徒が放課後や長期休業期間に、附属校内に開設した相談ブースないしは本学内の面談室に来室し、専門性を有する合理的配慮支援員（近隣医療機関の言語聴覚士や愛媛大学教育学部教職員）による個別相談・指導（通級による指導に近似した相談・指導）を受ける機会を提供した。
 - 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑みて、オンラインでの個別相談・個別指導を開始し、対象児童生徒の安全を守りながら相談ができるシステムを構築した。
 - 拠点校在籍児童生徒 10名と近隣校の児童生徒 23名の計 33名が対象となった。
 - 指導開始前に、本人・保護者・教職員から情報収集を行い、必要に応じて発達検査等を実施したり、授業中の様子を参観・行動観察したりすることで、対象児童生徒が抱える困難の背景（感覚面の過敏性、吃音、学習面の遅れ、対人面のトラブル等）を明らかにした。
 - 個別相談・指導では、感覚過敏や吃音症状の緩和のための工夫や環境整備、指導・学習法の工夫（認知処理に応じた学習方法）、教材教具の工夫と導入（太い罫線のノート、拡大教材、リーディングルーラーの適用等）、学習支援機器（タブレット端末や電子辞書等）の導入の検討、SST（校内生活ルールや社会的ルールに関わる対人関係スキル等）の個別指導など児童生徒のニーズに適した合理的配慮を検討した。
 - 取組において得られた情報¹は、学びのダイバーシティサポートチーム会議、特別

¹ 本事業の情報共有については、本人・保護者から所属校の教職員と情報共有しても良いという承諾が得られた

支援教育コーディネーター会議等において、所属校の教職員等と情報共有を行い、児童生徒の実態の共通認識を図るとともに、学級内での指導や配慮に関する助言を行った。

- 事業3年目となり、拠点校の対象児童生徒数が一定数あった上で、地域校の対象児童生徒数が増加した。県内の公立校における自校での通級による指導が増加している一方で、他校での通級による指導が減少していることを愛媛県に確認している。よって、受け皿が無くなった児童生徒が、本事業の相談ブースに相談するに至ったのではないかと考えられる。
- 地域校からの通級的な指導については、教育委員会や相談支援事業所等から問い合わせを受け、学びのダイバーシティサポートチームで検討し、その上で必要な相談員等を配備して実施した。相談ブースにおける通級的な指導は、拠点校・地域校とともに、放課後等、教育課程上の時間数に影響しない時間帯となった。

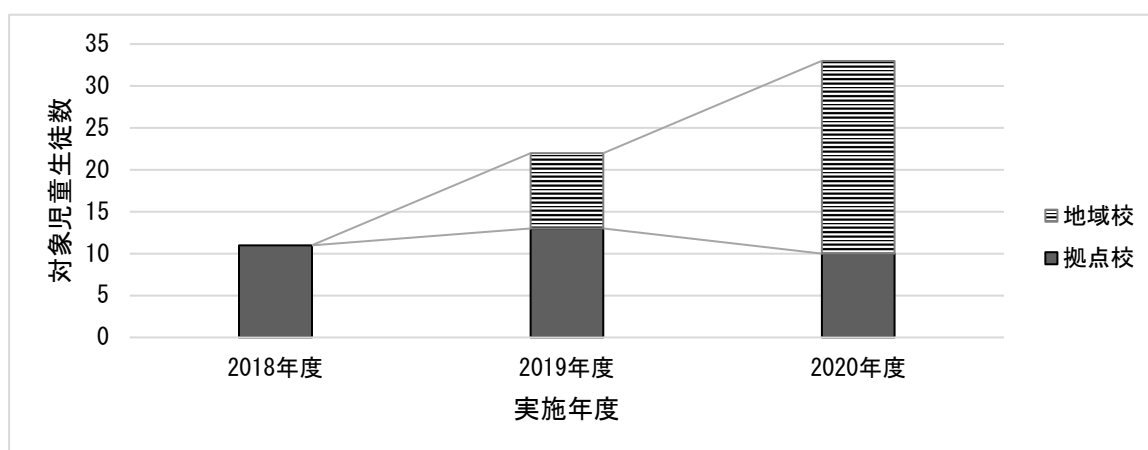


図2 事業3か年における対象児童生徒数の推移

② 合理的配慮に関する理解啓発

- 感覚面における過敏性や鈍感性や吃音、発達障害とその合理的配慮に関わる理解啓発、定期試験や入学試験における合理的配慮に関する理解啓発として、小中学校の教職員を対象に計2回の啓発研修会を実施した。新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑みて、同期型でのオンライン開催とした。
- 相談ブースの周知と併せて、通常の学級において提供できる合理的配慮の例を知ることのできる理解啓発用リーフレットと動画を作成した。リーフレットは、附属校園の教職員、及び在籍児童生徒に配布した。このリーフレットを見て、相談ブースの活用に至ったケースもあった。
- 合理的配慮の提供に関する理解を促進するための理解啓発用ホームページ²を作成した。通常の学級において提供できる合理的配慮の例、必要となる環境調整の例を紹介する動画コンテンツを作成し、附属校園の教職員、及び児童生徒の保護者、障害のない児童生徒、近隣校の教職員への理解啓発を行った。

内容のみとした。

² 理解啓発用ホームページ URL : <http://treasure.ed.ehime-u.ac.jp/jutaku/index-blue/>

- 「多くの子どもたちにとってわかりやすい授業・生活しやすい学校」をテーマに、リーフレットと動画 (<https://youtu.be/i1Gdof6Q0BA>) を作成した。これらは、ホームページにて公開し、理解啓発を行なった。



図3 理解啓発リーフレット（表）

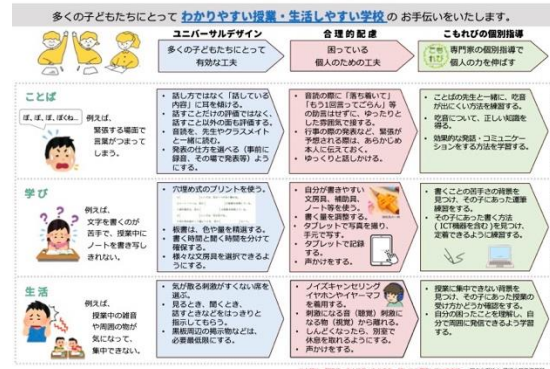


図4 理解啓発リーフレット（裏）

4. 拠点校における取組概要

① 発達障害の可能性のある児童生徒のつまずきや困難な状況の認識・理解及び、適切な実態把握による合理的配慮の提供に関する研究

(ア) 感覚面（視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚など）において過敏性や鈍感性がみられる児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

環境からの刺激に対する過敏さを有する対象児童生徒には、個別相談・助言を行うとともに、症状の緩和のための工夫や支援の方法、及び学級の環境整備等を検討・提案した。例えば、吃音の予期不安の強い児童については、学びのダイバーシティサポートチームメンバー（言語聴覚士）による随意吃など吃音緩和法を導入した個別指導を行なうとともに、普段の関わり方について学校に助言を行なった。また、聴覚からの刺激に対する過敏さを有する児童については、席の配置配慮や辛い時の教師へのSOSの合図など、学校生活が過ごしやすくなる工夫を本人とともに考えると同時に、学校に助言を行なった。このように、学級担任等への学校での指導や関わりにおける工夫への助言、専門機関との連携を行い、当人、家族、学校と正しい知識が共有されることを目指した。

また、感覚面においての過敏性や鈍感性、吃音に関わる支援の理解啓発として、拠点校にて啓発研修会を実施した。大学教員を講師とし、より適切な対応の仕方や指導の方法、環境への変化の留意点、学級経営も含めた環境整備について、研修会を通して教職員に理解啓発を促した。全教職員が学校全体で合理的配慮・教育的配慮を提供することの意義・責務を理解し、その上で当該児童生徒に関わることで、対象児童生徒の困難さが改善・緩和した。

(イ) 通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究

拠点校に在籍する児童生徒について、個別相談・指導を担当した合理的配慮支援員による情報をもとに、所属校の教職員が個別の指導計画・教育支援計画を新規作成・更新した。このことから、計画がより児童生徒の実態に適したものとなった。

また、児童生徒に対する合理的配慮の提供が円滑に進むように、サポートチームメン

バーが、在籍校の特別支援教育コーディネーター、学級担任、進学先の特別支援教育コーディネーター、支援員、合理的配慮支援員と個別の教育支援計画等についての情報共有を行う機会を設けた。専門的な立場からの指導や助言を受けることができ、これまで悩んでいた子どもや保護者、教員の安心につながったという意見があった。

② 合理的配慮の提供プロセスに関する研究

(ウ) 高等学校の入学選抜において、本人・保護者の希望、障害の状態を踏まえた合理的配慮の研究

取組において得られた情報は、学びのダイバーシティーサポートチーム会議、特別支援教育コーディネーター会議等において、所属校の教職員等と情報共有を行い、児童生徒の実態の共通認識を図るとともに、学級内での指導や配慮に関する助言を行った。実施期間中に本人・保護者から高等学校の入学選抜における合理的配慮提供についての相談はなかったが、本人や保護者からの意思表示に対応する窓口としての体制と意思表示があった際の在籍校の支援体制を調整する整備を整えることができた。

また、試験時における合理的配慮に関する理解啓発として、拠点校小中学校の教職員に対して啓発研修会を実施した。特に、大学入試（共通テスト等）における合理的配慮提供の動向を紹介し、高校入試においても同様に入試における合理的配慮の提供が求められることについて共通認識の構築を図った。愛媛県立高等学校においても、入学選抜における合理的配慮の提供が行われており、拠点校や近隣校においては合理的配慮提供に関わるコンセンサスが得られるようになった。

合理的配慮の提供による学習上の効果については、心理アセスメントなどのフォーマル・アセスメントでは測定・評価できない。現状としては、学修確認テスト・定期テストにおける正答率や回答に要した時間などの量的データ、教職員の観察に基づく質的データなどのインフォーマル・アセスメントが中心である。今後、フォーマル・アセスメントとインフォーマル・アセスメントのデータを整理・統合する手法を体系的に検討する必要があるだろう。ルーブリック評価は、整理・統合した手法の原型になりうると考えている。ルーブリック評価をベースとした手法を検討していく予定である。

(オ) 高等学校の入学試験を前提に実践した合理的配慮の学習評価の在り方の研究

取組において得られた情報は、学びのダイバーシティーサポートチーム会議、特別支援教育コーディネーター会議等において、所属校の教職員等と情報共有を行い、児童生徒の実態の共通認識を図るとともに、学級内での指導や配慮に関する助言を行った。実施期間中に本人・保護者から高等学校の入学選抜における合理的配慮提供についての相談はなかったが、本人や保護者からの意思表示に対応する窓口としての体制と意思表示があった際の在籍校の支援体制を調整する整備を整えることができた。

また、現在の在籍校における合理的配慮の提供は、入試時の合理的配慮につながるということを考慮し、記録や根拠の蓄積について実践を重ねた。例えば、相談ブースの対象となった児童生徒のうち、読み書きに困難さを抱える生徒に対して、本人に合った文字のフォントや大きさ等の選定を行い、入試を見据えた合理的配慮として定期試験に導入してもらうという事例もあった。

5. 本事業に関わる取組のアンケート調査

本事業について、拠点校の教員、対象児の保護者を対象にアンケート調査を行い、評価を行なった。

① 拠点校の教員を対象としたアンケート調査

拠点校3校の教員を対象に、事業に関わるアンケートをGoogleフォームにて配布し、学級担任2名を含む特別支援教育コーディネーター6名から回答が得られた。アンケートは5件法で回答を求めており、その回答の平均値（小数点第3位四捨五入）を以下に掲載する。

【問1】「こもれび」での相談内容について、適切な支援が検討されたり、相談内容が解決したりしたと思いますか。



【問2】「こもれび」と対象児についての情報共有が十分にできていたと思いますか。



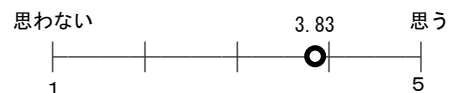
【問3】「こもれび」全体の取組について、満足度をお聞かせください。



② 対象児童生徒の保護者を対象としたアンケート調査

相談ブース「こもれび」の対象となった児童生徒の保護者に、事業に関わるアンケートをGoogleフォームにて配布した。その結果、学びの対象児童生徒保護者3名、ことばの対象児童生徒3名の合計6名から回答が得られた。アンケートは5件法で回答を求めており、その回答の平均値（小数点第3位四捨五入）を以下に掲載する。

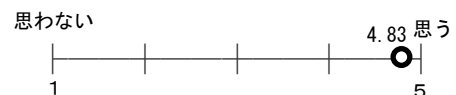
【問1】「こもれび」の相談を行う場所について、適切なスペースが確保されていたと思いますか。



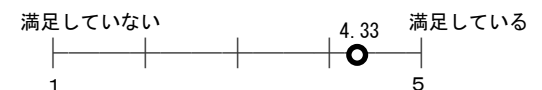
【問2】「こもれび」での相談の頻度は、適切にもたれていたと思いますか。



【問3】「こもれび」での相談について、相談内容に対応した指導・助言がされたと思いますか。



【問4】「こもれび」全体の取組について、満足度をお聞かせください。



③ アンケート調査の結果より

対象児童生徒の増加に伴い、相談の頻度が適切にもたれていないと感じる保護者がいたことは、今度の課題である。しかし、相談内容に対応した指導・助言や相談内容の解決について、肯定的な意見が多数であることから、対象児童生徒や保護者、教職員に対して、専門的な指導・助言が実施できていたといえる。

6. 今後の課題と対応

本事業について、前述の取組、本事業の運営協議会によって、以下の課題が抽出された。

- 2018年度より、本学附属校を拠点校として、附属校に在籍する児童生徒への合理的配慮の提供・拡充を目的とした体制（学びのダイバーシティサポートチーム、合理的配慮支援員、相談ブース）を構築してきた。3か年の実施により、拠点校においては、教職員の理解啓発が進み、自校内で合理的配慮提供の体制整備が整ってきた。しかし、地域校における相談件数の増加から、地域での児童生徒の特性に応じた合理的配慮等について、本人への個別指導や保護者や教職員への助力・助言のニーズが高いことが明らかになった。今後は、拠点校である本学附属校が、近隣の公立・私立小中学校、高等学校等に助力・助言（特に、近隣校に在籍する児童生徒への合理的配慮の提供、及び関連した理解啓発活動等）できるよう、地域の専門機関や本学附属校との連携を継続し、安定的・継続的に運営できる体制の確立、及び充実・拡充を図る。
- 国が進める Society5.0 や GIGA スクール構想により、児童生徒 1 人 1 台端末の整備が整っている。それまで一人だけタブレットを使用することに抵抗があることにより教室内で使用できなかったが、1 人 1 台端末が整備されたことにより、活用が進んだという事例がある。しかし、ICT 機器を用いた合理的配慮について、教育現場において実践が進んでいない様子も見られた。対象児童生徒がニーズに応じて適切な方法で支援機器等を在籍学級で活用できるように、保護者・教職員に対する啓発を促進し、環境整備を行う必要がある。

7. 拠点校について

（小学校）

| 指定校名：愛媛大学教育学部附属小学校 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|------|------------|--------------|-----|------|------|------|------|---------------|--------------------|------|-----|
| | 第1学年 | | 第2学年 | | 第3学年 | | 第4学年 | | 第5学年 | | 第6学年 | |
| | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 |
| 通常の学級 | 95 | 3 | 96 | 3 | 94 | 3 | 95 | 3 | 92 | 3 | 95 | 3 |
| 特別支援学級 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 通級による指導 (対象者数) | | | | | | | | | | | | |
| | 校長 | 副校長 ・教頭 | 主任教諭 指導教諭 | 教諭 | 養護教諭 | 栄養教諭 | 講師 | 事務職員 | 特別支援教育 支援員 | スクール カウンセ ラー | その他 | 計 |
| 教職員数 | 1 | 1 | 1 | 23 | 1 | 1 | 9 | 1 | 2 | 1 | 2 | 43 |

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1

※特別支援学級の対象としている障害種：なし

※通級による指導の対象としている障害種：なし

(中学校)

| 指定校名：愛媛大学教育学部附属中学校 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|------|------------|--------------|----|------|------|-----|------|---------------|--------------------|-----|----|
| | 第1学年 | | | | 第2学年 | | | | 第3学年 | | | |
| | 生徒数 | | 学級数 | | 生徒数 | | 学級数 | | 生徒数 | | 学級数 | |
| 通常の学級 | 127 | | 4 | | 128 | | 4 | | 127 | | 4 | |
| 特別支援学級 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 通級による指導 (対象者数) | | | | | | | | | | | | |
| | 校長 | 副校長 ・教頭 | 主任教諭 指導教諭 | 教諭 | 養護教諭 | 栄養教諭 | 講師 | 事務職員 | 特別支援教育 支援員 | スクール カウンセ ラー | その他 | 計 |
| 教職員数 | 1 | 1 | 1 | 20 | 1 | 0 | 6 | 5 | 1 | 1 | | 37 |

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1

※特別支援学級の対象としている障害種：なし

※通級による指導の対象としている障害種：なし

(高等学校)

| 拠点校名：愛媛大学附属高等学校 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------|------------|--------------|------|------|------|-----|------|---------------|--------------------|-----|----|
| 課程 | 学科 | 第1学年 | | 第2学年 | | 第3学年 | | 第4学年 | | | | |
| | | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | | | |
| 全日制 | 総合学科 | 118 | 3 | 113 | 3 | 114 | 3 | | | | | |
| 定時制 | | | | | | | | | | | | |
| 通級による指導 (対象者数) | | | | | | | | | | | | |
| | 校長 | 副校長 ・教頭 | 主任教諭 指導教諭 | 教諭 | 養護教諭 | 栄養教諭 | 講師 | 事務職員 | 特別支援教育 支援員 | スクール カウンセ ラー | その他 | 計 |
| 教職員数 | 1 | 2 | 1 | 25 | 1 | 0 | 20 | 5 | 0 | 1 | 1 | 57 |

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1

※通級による指導の対象としている障害種：なし

8. 問合せ先

組織名：国立大学法人愛媛大学

- (1) 担当部署 教育学部事務課
- (2) 所在地 〒790-8577 愛媛県松山市文京町3番
- (3) 電話番号 089-927-9370
- (4) FAX 番号 089-927-9395
- (5) メールアドレス edsoumu@stu.ehime-u.ac.jp